

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領に関するFAQ

令和3年4月1日現在

NO	質 問	回 答
1	完成検査等は、遠隔臨場にて実施できないのか。	岩手県県土整備部建設工事(土木)検査要領に定める検査は、本試行要領の対象外です。
2	受注者希望型において、遠隔臨場の実施を希望しない場合の取扱いはどのようにするのか。	施工計画書提出時において、希望しない旨監督職員に伝えてください。その場合、施工計画書への記載等は不要です。監督職員は、契約変更時に特記仕様書を「試行対象工事ではない」に変更してください。ただし、当該変更のみの契約変更は不要です。
3	現場が近く、立会項目も少ないことから「試行対象工事ではない」として発注した工事において、受注者から実施希望があった場合の対応はどのようにするのか。	機器や通信環境の確保ができ、実施可能である場合は、受注者希望型として実施してください。(新型コロナ対策として実施する場合は、「発注者指定型」として実施)
4	施工計画書に記載する際、どの項目に記載するのか。	「施工管理計画の段階確認等」又は、「その他」に記載してください。
5	受注者希望型において新型コロナ対策として実施する場合の手続きはどのようにするのか。	打合簿により、新型コロナ対策として実施する旨協議してください。協議後、施工計画書にその旨記載し、提出してください。(新型コロナ対策として実施する場合は、「発注者指定型」として実施)【試行要領P11】
6	受注者より、現場からの通信装置としてiphone やipad を用いた提案(協議)があった場合、発注者として認めることが出来るのか。	機器や仕様は、「2.2 遠隔臨場に使用する機器と仕様」のとおりであり、機器の種類を限定するものではありません。【試行要領P8】
7	受注者による映像の記録・保存は不要とあるが、検査資料として必要ではないか。	遠隔臨場としての映像の記録・保存は不要です。検査資料については、写真管理基準に基づき、作成する必要があります。(※写真管理基準では、写真を映像と読み替えることも可とあるため、遠隔臨場の映像を記録・保存することを妨げるものではありません)